

様式4

法人名: 国立美術館

平成26年度第1四半期 公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく  
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

| 交付又は支出先法人名称       | 名目・趣旨等          | 交付又は支出額<br>(単位:円) | (会費の場合)<br>支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額<br>(単位:円)               | 交付又は支出日等<br>(支出決定日) | (会費の場合)<br>支出の理由等  | 公益法人の場合 |               |
|-------------------|-----------------|-------------------|---|---------------------|--|---------|---------------|
|                   |                 |                   |   |                     |  | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 |
| 公益財団法人<br>日本博物館協会 | 平成26年度日本博物館協会会費 | 230,000           | 公益財団法人日本博物館協会への維持会費の支出については、当該法人が算出した会費の請求書に基づき各施設がそれぞれ支出している。(※) | 5月30日、6月30日         | 日本博物館協会は、博物館活動の推進及び管理運営の改善に資するため、時宜に適した問題について専門委員会を組織し、国内外の調査研究等を実施している。<br>当該協会が主催する会議等に参加することにより、国内外の美術館及び博物館についての情報収集、意見交換を行い、業務の質の向上に資することから、維持会員として参加し、会費を支出している。 | 公財      | 国所管           |
|                   |                 |                   |   |                     |  |         |               |

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

※各施設それぞれの支出額は以下のとおり。

東京国立近代美術館30,000円、京都国立近代美術館40,000円、国立西洋美術館35,000円、国立国際美術館65,000円、国立新美術館60,000円